

## 第1章 自転車走行空間に関する法規等

## 1. 法令上の自転車走行空間

- 道路構造令、道路交通法による自転車走行空間に関する用語の定義を以下に示す。

用語	道路構造令	道路交通法
自転車道	<p>【第2条第1項第2項】</p> <p>専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p>	<p>【第2条第1項第3号の3】</p> <p>自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう。</p>

用語	道路構造令	道路交通法
自転車レーン (自転車専用通行帯)	<p>【第2条第1項第12号】※路肩</p> <p>道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p>	<p>【第20条第2項】</p> <p>車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。</p>

用語	道路構造令	道路交通法
	<p>【第2条第1項第3号】 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。</p>	<p>【第2条第1項第2号】 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分を用いる。</p>
<p>自転車 歩行者道</p>	<p>《分離タイプ》</p>  <p>《共存タイプ》</p> 	

用語	道路構造令	道路交通法
路側帯	—	<p>【第2条第1項第3号の4】</p> <p>歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。</p>
路肩	<p>【第2条第1項第12号】</p> <p>道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分を用いる。</p>	—

①歩道がある場合

②歩道がない場合

## 2. 自転車の通行ルール

### 2-1. 自転車の通行場所

#### (1) 車道通行の原則

- 車道を通行しなければならない。
- 道路の左側端に寄って通行しなければならない。
- 著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。

【道路交通法第17条、第17条の2、第18条】

#### (2) 歩道通行（例外）

- 次に掲げるときは、歩道を通行することができる。
  - ①道路標識等により、歩道を通行ができるとされているとき。
  - ②自転車の運転者が、高齢者や児童、幼児等であるとき。
  - ③車道または交通の状況に照らして、安全上、やむを得ないと認められるとき。
- 歩道の中央から車道寄りを徐行しなければならない。
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければならない。
- 道路標識により通行指定部分がある場合は、その部分を徐行しなければならない。

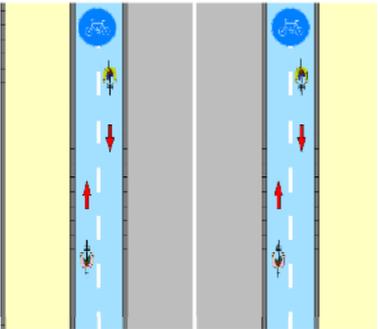
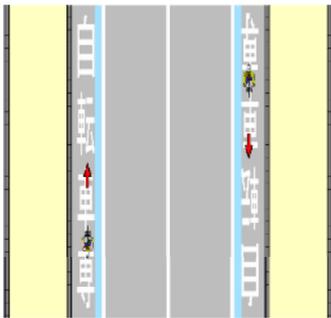
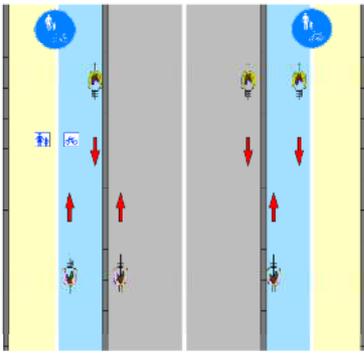
【道路交通法第63条の4】

#### (3) その他

- 自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければならない。

【道路交通法第63条の3】

## 2-2. 自転車の通行方法

<b>①自転車道</b>	
<p>○普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、<u>自転車道を通行</u>しなければならない。 【道路交通法第63条第3項】</p>	
<b>②自転車レーン（自転車専用通行帯）</b>	
<p>○自転車は車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、<u>指定された車両通行帯を通行</u>しなければならない。 【道路交通法第20条第2項】</p>	
<b>③自転車歩行者道（普通自転車通行部分の指定あり）</b>	
<p>○自転車は、<u>道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行</u>しなければならない。 【道路交通法第18条第1項】</p> <p>○普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（「普通自転車通行指定部分」）があるときは、<u>普通自転車通行指定部分を徐行</u>しなければならない。 ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。 【道路交通法第63条の4第2項】</p>	

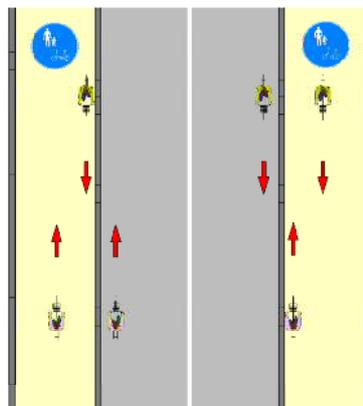
④歩道（普通自転車歩道通行可あり）

○自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。

【道路交通法第18条第1項】

○普通自転車は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているときは、歩道を通行することができる。

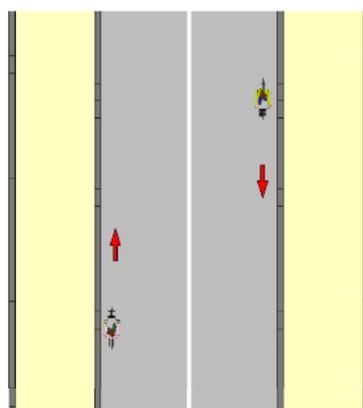
【道路交通法第63条の4第1項】



⑤歩道（普通自転車歩道通行可なし）

○自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。

【道路交通法第18条第1項】



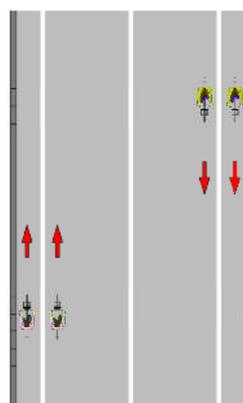
⑥車道（路側帯がある場合；白実線1本）

○自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。

【道路交通法第18条第1項】

○自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。

【道路交通法第17条の2第1項】



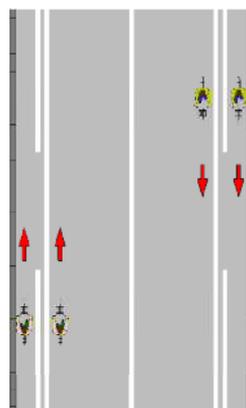
⑦車道（駐停車禁止路側帯；白実線＋破線）

○自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。

【道路交通法第18条第1項】

○自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。

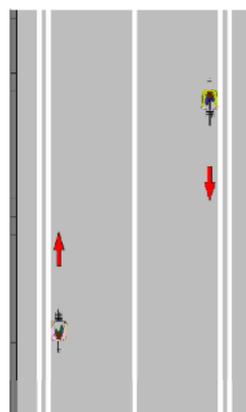
【道路交通法第17条の2第1項】



⑧車道（歩行者専用路側帯；白実線2本）

○自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。

【道路交通法第18条第1項】



□ 【自転車安全利用5則】

(平成19年7月10日付中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

【出典：スマートサイクルライフ北九州HP】

**1 自転車は車道が原則、歩道は例外**  
>詳しく知りたい

**2 車道は左側を通行**  
>詳しく知りたい

**3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**  
>詳しく知りたい

**4 安全ルールを守る**  
>詳しく知りたい

飲酒運転・二人乗り並進の禁止  
夜間はライト点灯  
交差点での信号遵守と一時停止  
安全確認

**5 子供はヘルメットを着用**  
>詳しく知りたい

自転車に乗るなら  
この5則は常識  
必ず守ろう!



自転車ノリダー

「え？自転車って歩道を  
走っちゃダメなの？」

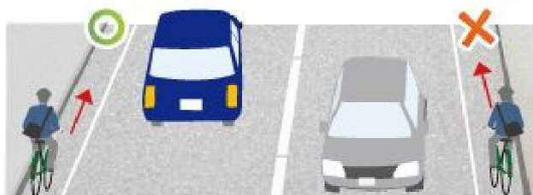
自転車は車道が原則、歩道は例外です。



自転車はあくまで軽車両。  
車道を走るのが原則！

歩道と車道の区別のある所は、車道通行が原則。歩道はあくまでも例外です。

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
(道路交通法第17条)



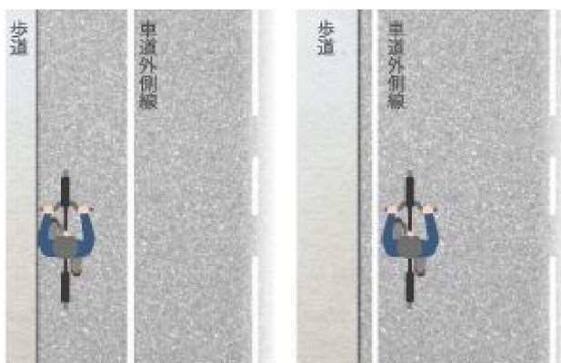
自転車が通行できる  
路側帯は左側の路側帯に限る！

歩道の無い道路を白の実線などで区切った「路側帯」でも、自転車は必ず道路の左側に設けられた路側帯を走るよう義務づけられました。

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
(道路交通法第17条の2)

「自転車も車と同じく、  
左側通行ルールを守ろう」

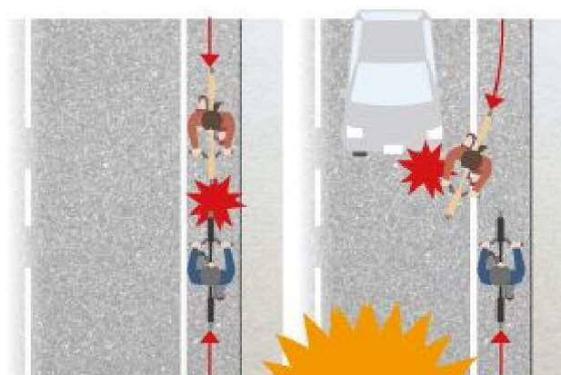
車道は左側を通行



車道では常に左側端に寄ろう！

車道外側線の位置に関わらず、自転車は車道の左側を通行します。路上駐車や雨水などに十分気をつけて通行しましょう。

(道路交通法第18条)



車と同じように

自転車も右側通行は禁止！

車道で右側通行すると、左側通行を守っている自転車と正面衝突します。あわてて衝突をさけようとした自転車が道路の中央に飛び出して車と衝突するなどの事故を招きます。車道では左側通行を必ず守りましょう。

罰則

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
(道路交通法第17条)



自転車ノリダー

交差点の横断は2段階右折！

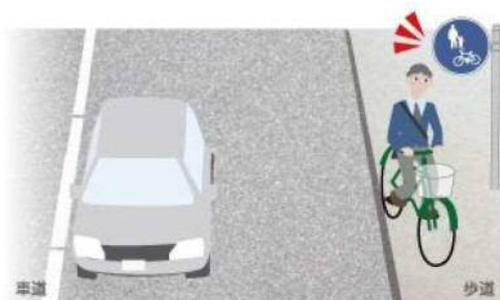
自転車は車線数に関係なく、信号のある交差点は必ず2段階右折をします。交差点先の角まで進み、周りの安全を確認してから一旦停止。右に進路を変えて、信号に従って進みます。自転車が右折車線に入るのは違反であり、危険なのでぜったいにはいけません。

罰則

2万円以下の罰金又は科料  
(道路交通法第34条)

## 自転車が歩道を通れるのは どんな場合？

「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」



### 「歩道通行可」の標識がある場合

歩道は原則として歩行者専用ですが、標識などで自転車走行が認められていれば通行できます。



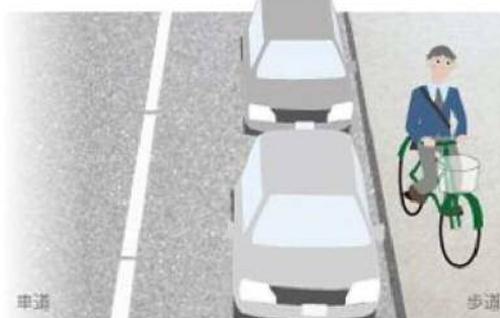
【自転車及び歩行者専用】の  
標識がある場合は走行可能

### 車道の通行がむずかしい場合

車道や交通の状況でやむを得ない場合は、歩道走行が認められます。

#### 【例えば】

- 道路工事や縦列駐車車両などで車道の左側の通行が難しいとき。
- 交通量がとても多く、車道の幅が狭いため、自動車と接触する危険性があるとき。



### 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、 体の不自由な方は歩道を通れます

幼児（6歳未満）や児童（6歳以上13歳未満）、高齢者（70歳以上）、内閣府令で定める身体障害者の方などはどの歩道でも自転車で通行できます。

歩道は、走るのではなく  
通らせてもらうんだ！



自転車ノリダー

### 歩道は歩行者優先

#### 歩行者にやさしい運転がきほん！

歩道では、歩行者に危険がないように、徐行するのが原則です。歩行者の妨げになりそうなきは、一時停止をしなければいけません。



2万円以下の罰金又は科料  
(道路交通法第63条の4)



「安全第一！自転車走行ではいけないことってなんだろう？」

安全ルールを守る

自転車も飲酒運転しない！  
絶対ダメ！

酒気帯び運転は、注意力や判断力が低下するため、運転者本人だけでなく歩行者への危険も高まります。アルコールを飲んだら絶対に自転車に乗ってはいけません。また、自転車に乗ることが分かっている人に絶対にお酒を勧めてはいけません。

**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔いの場合)  
(道路交通法第65条)



携帯電話を使用しない！

携帯電話で通話したり、画面を注視しながらの自転車運転は禁止されています。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則第14条)



大音量でヘッドホンなどを使用しない！

大音量でヘッドホンなどを使用して車両を運転する行為は禁止されています。音楽ばかりに気をとられていると他の車両などの発見が遅れ交通事故などを起してしまうかもしれません。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則第14条)



横に並んで走らない！

「並進可」の標識がある場合を除き、ほかの自転車と横に並んで走るのは原則禁止です。歩道では歩行者の通行の妨げになり、車道では車との距離が近くなり大変危険です。縦一列になって走りましょう。

**罰則** 2万円以下の罰金又は科料  
(道路交通法第19条)



**無灯火では走らない！**

夜は必ずライトをつけましょう。無灯火だと歩行者や運転者から見落とされやすく、危険です。昼間もトンネルなどの暗い場所ではライトをつけましょう。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第70条)



**二人乗りはしない！**

自転車の乗車定員は一人です。二人乗りは、バランスを崩しやすく、ブレーキをかけてから止まるまでの距離がのびるなど、事故につながる危険があります。

**罰則** 2万円以下の罰金又は料  
(道路交通法第57条、福岡県道路交通法施行細則11条)



**片手運転はしない！**

片手運転は、ふらつきやハンドル・ブレーキの操作ミスの原因になります。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則14条)



**一時停止を無視しない！**

「一時停止」の標識や表示がある場所では、停止線の直前で一度止まり、左右の安全をしっかりと確認してから、再び走行します。

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
(道路交通法第43条)



**「え？子どもが自転車に乗るときはヘルメットが必要な？」**

子どもはヘルメットを着用

**かわいいわが子にはヘルメットを着用させよう！**

13歳未満の児童・幼児が自転車に乗るときは、保護者がヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。ヘルメットはサイズが合うものを選びましょう。一度大きな衝撃を受けたヘルメットは機能が低下するので絶対に使用しない。(道路交通法第 82条の11)



もちろん！  
大人もヘルメットを着用する事が望ましいぞ！

